

押印義務の見直し方針

— 目次 —

1	趣旨	1
2	用語等の定義	1
3	見直しの対象	3
4	見直しの方針	3
5	押印見直しの手順	4
6	押印義務の見直し後の対応	5
7	今後のスケジュール	6

令和3年11月25日

高梁市総務課

1 趣旨

行政手続における市民の負担を軽減するとともに、利便性の向上を図るため、手続の際に提出していただく申請書等に押印を求めているものを見直し、順次廃止していきます。

今般の押印義務の見直しは、押印をなくすこと自体が目的ではありません。行政手続における市民の負担を軽減し、利便性を図ることが目的です。それによって申請手続のオンライン化を促進し、受付業務やその先につながる業務フローのデジタル化、それによる行政サービスの向上へとつなげる端緒となる取組です。

2 用語等の定義

扱う用語の定義は、以下のとおりとします。

(1) 手続の定義

種 類	定 義
行政手続	住民や事業者から提出される申請等 ※(2)に示す手続
内部手続	行政内部の手続（財務・会計手続、人事手続、各種決裁行為、行政から住民や事業者への通知等）

(2) 行政手続の区分の定義

手続区分	定 義	具体例
申請	<ul style="list-style-type: none"> 主に自己に何らかの利益等を付与する処分を求める行為。許可、認可を求めるもののほか、承認、認定、決定、登録等を求める行為も含む。 	補助金申請書、 利用許可申請書、減免申請書、 還付請求書
届出	<ul style="list-style-type: none"> 市の機関に対し事前又は事後に一定の行為又は事実（受領を除く。）を通知する行為。届出以外に報告、提出、申告等も含む。 	報告書、異動届、 申告書
意思確認	<ul style="list-style-type: none"> 市の機関に対し事前又は事後に書類作成者の意思を通知するもの 提出者以外が作成するもので、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを担保する必要があるもの 	同意書、承諾書、 申立書 診断書、推薦書、 委任状
受領	<ul style="list-style-type: none"> 市の機関に対し財産、公金等の受領の事実を通知する行為 	受領書
見積	<ul style="list-style-type: none"> 契約の前段階で市の機関に提出する、費用を取り決める根拠となるもの 	見積書、入札書
契約	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項に基づき作成する権利、財産等の授受に係る契約行為（協定書、覚書等、契約書としての性質を備えているような場合を含む。） 	契約書、借用証書
請求	<ul style="list-style-type: none"> 公金の支払いを請求し、支払いの最たる根拠となるもの（支出伝票に原本を添付するもの） 	補助金請求書
印影の登録	<ul style="list-style-type: none"> 印影自体を市の機関へ登録する手続 	印鑑登録書、 債権者登録書

(3) 用語の定義

用 語	定 義
法令等	法律、政令、省令、告示、国の通知等
条例等	条例、規則、規程、要綱、要領、内規等
署名	自署すること
記名	氏名を記載すること（印字によるものでも可）

3 見直しの対象

本市で独自に見直し可能な行政手続のうち、「契約」「請求」「印影の登録」を除く全ての手続を対象として、押印義務等の見直しを行うこととします。

【本方針の対象外となるもの】

- i) 国、県その他の団体の法令等、条例等（これらに準じているものを含む。以下「国、県等」という。）により押印又は署名が義務付けられているもの及びそれらに基づく委任状
- ii) 内部手続に係るもの
- iii) 「契約」「請求」「印影の登録」に係るもの

4 見直しの方針

手続区分	方針
申請	押印を完全廃止する。（記名のみでも可とする。）
届出	※ただし、代理人（法人の場合は、従業員以外の者）が提出する場合は、委任状（手続区分「意思確認」）が必要
意思確認	以下のいずれかの選択制とする。
受領	① 署名 ② 記名押印
見積	国土交通省指針に沿い、以下のいずれかの選択制とする。 ① 記名押印 ② 押印をしない代わりに、市の機関の職員による内容確認受ける。 市の職員は、見積書内業者名の下に「〇月〇日担当者〇〇氏へ確認済み（市の職員の押印）」と記入する。

5 押印見直しの手順

(1) 様式等の見直し

市の条例等の規定本文・様式、各課において独自に作成した様式等により定められている押印義務を見直します。

【押印義務の見直しに伴う氏名欄の様式例】

i) 押印が必要なもの

《例》

氏名 _____ (印)

ii) 署名又は記名押印とするもの

署名又は記名押印が選択できるものとし、本人（法人その他の団体の場合は代表者）が手書きしない（できない）場合は、記名押印とします。

《例1》申請者として個人、個人事業者を対象としている場合

氏名 _____

本人の自署による署名又は記名押印をしてください。

《例2》申請者として法人格のない団体、法人を対象としている場合

氏名又は名称 _____

本人（代表者）の自署による署名又は記名押印をしてください。

iii) 署名も押印も必要ないもの

《例1》申請者として個人、個人事業者を対象としている場合

氏名 _____

《例2》申請者として法人格のない団体、法人を対象としている場合

氏名又は名称 _____

連絡先電話番号 _____

担当者（提出者）氏名 _____

(2) 規定等の見直し

i) 条例等に規定がある手続

令和3年12月中を目途に総務課で例規改正等の対応を行います。

ii) 条例等に規定がなく、慣例で行っている手続

各課において、令和3年12月中を目途に、必要に応じて使用している様式の見直しを行います。なお、経過措置として、押印義務廃止について周知の上で、現行の様式等をそのまま使うことは構いません。

6 押印義務の見直し後の対応

押印を求めていた理由に応じ、次のとおり対応を行う必要があります。

(1) 行政手続の書類提出に係る本人確認

押印だけでは本人確認にはなりません。真に本人確認が必要な手続であれば、より確実な方法による本人確認を行います。主な方法は次のとおりです。

i) 対面手続

本人確認書類・資料（顔写真入りの身分証明書等）の提示、印鑑証明書添付による実印の押印、継続的な社会関係にある者に係る対面等による確認など

※代理人による場合は、本人による委任状（意思確認）に加え、代理人の本人確認が求められます。

ii) 郵送手続

顔入りの身分証明書等の写しの提出、印鑑証明書添付による実印の押印など

iii) オンライン手続

公的個人認証による本人確認、第三者による照明付きの電子証明、本人しか知り得ない情報の記載（ID・パスワードの発行）など

iv) 電子メールによる手続

第三者による照明付きの電子証明のされた文書の提出、利用登録をしたメールアドレスからの受領（アドレスの偽装は知識があれば容易に行えることに注意が必要）

(2) 作成名義に係る本人確認（文書の真正性の担保）

押印だけでは本人確認にはなりません。(1)と同等の対応が求められます。

事業者が提出する書類については、提出書類に「事業所の連絡先」及び「提出者氏名」の記載する（必要に応じ事業者への確認を行う）ことにより事業者による文書の真正性を担保します。

(3) 本人の意思確認

本人が作成した文書に表示された意思は本人の意思であるとの推定を受けるため、(2)の本人確認を適切に行う必要があります。

【本人確認の必要性】

本人確認は、行政手続においてなりすまし等による不正を防止するため、また市民・事業者に対し、行政サービスを適切に提供するために厳格に行う必要があります。一方で、市民等の負担軽減及び利便性の向上を踏まえながら、適切に本人確認の必要性を検討する必要があります。

(1) 本人確認の必要性がない手続

i) 申請者等の要件を課していない手続

例：施設の使用許可申請書、閲覧・縦覧の申請書、各種イベント・教室等の参加申込書 等

ii) 本市と継続的に関係のある者からの手続

例：特定の団体に関する補助金、許認可、変更等の手続 等

(2) 提出書類、添付書類等により提出者本人と確認・推定できる手続

i) 本人確認書類の添付を求めている手続

例：住民票、戸籍謄(抄)本、登記事項証明書等の公的証明書の添付、税務調査等の同意確認書の添付、申請書等へのマイナンバーの記入 等

ii) 申請等の内容により提出者本人からの申請等と推定できる手続

例：本市が把握する情報で申請等の内容が照合できるもの、申請者以外に書類の添付及び申請の記載が困難と判断できるもの 等

7 今後のスケジュール

令和3年11月25日(木)	押印義務見直し方針策定
令和3年12月 下旬	押印義務規定に関する規則等改正
令和4年 1月	市民への周知
令和4年 2月 1日(火)	押印義務見直し実施